

役員報酬等に関する規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下協会という）の役員に対する報酬等について定めたものである。

（報酬等の区分）

第2条 役員報酬等常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）
にあつては、月額報酬及び賞与とし、非常勤理事（常勤理事以外の理事をいう。以下同じ。）
については、無報酬とする。

（報酬等の総額と各役員への支給）

第3条 月額報酬および賞与を含む役員報酬等の総額は、総会の承認を得るものとし、次の通りとする。

役位	年間報酬上限額
専務理事	2,000万円
常務理事	1,700万円
理 事	1,500万円

第4条 各役員への支給は、以下に示す各条項により行う。

第2章 理事の報酬等

（報酬等の額の決定）

第5条 各常勤理事の月額報酬は、第3条の報酬総額の限度内で、世間水準及び職員水準との均衡などを考慮して理事会が決定する。

2. 常勤理事の月額報酬は、上記に定める役位別最高額を上回らないものとする。
3. 常勤理事月額報酬の役位別最高額は、職員の給与最高額に、次に掲げる比率を乗じた額とする。

専務理事 2.0

常務理事 1. 6

理事 1. 2

(月額報酬の計算)

第6条 月額報酬は、月額で示され、毎月1日から月末までを対象とする報酬で、毎月ごとに支給する。

2. 月の途中で就任あるいは、退任する場合の当該月の月額報酬は、次のとおりとする。

就・退任の日	就任	退任
1日～15日	1/2	1/2
16日～月末	0	1

第3章 常勤理事の賞与

(賞与の決定)

第8条 常勤理事の賞与については、月額報酬に支給月数を乗じた額を支給するものとする。

2. 各常勤理事の賞与の支給月数は、第3条の報酬総額の限度内で、職員の賞与制度に基づく夏期・冬期の支給月数を考慮して、支給月数6を年間の上限に理事会が決定する。

第4章 その他

(支給)

第9条 月額報酬の支給は、職員の給与支給日とする。

2. 賞与の支給は、職員の賞与支給日とする。

3. 常勤理事には、職員と同額の食事手当を支給する。

(控除)

第10条 報酬等から控除するものは、税法・社会保険によるもののほか、控除が必要で本人の了解したものとする。

(改定)

第11条 本規程の全部又は一部の改定は、総会の承認を必要とする。

附則

1 第5条の職員の給与最高額とは、以下のとおりである。

『基準となる職員の給与最高額（「給与制度」（2000年4月制定、2005年4月改定）別表による）969,800円』

2 職員の食事手当（給与規程第3条による）は、月額12,000円とする。

3 平成25年4月1日 公益社団法人移行に伴い施行。

4 この規程の変更は、令和3年6月18日から施行する。

以上